

71 水産多面的機能の発揮対策と離島漁業の再生支援

【4, 006 (4, 006) 百万円】

対策のポイント

漁業者等が行う水産業・漁村の多面的機能を発揮するための活動を支援するとともに、新規漁業就業者に重点を置いた離島の漁業再生活動を支援します。

<背景／課題>

- ・漁村は、水産業の不振や生活・生産環境の立ち遅れなどから、就業機会の減少、人口の流出・減少、著しい高齢化といった問題が顕在化し、水産業・漁村の持つ多面的な機能の発揮に支障が生じています。
- ・また、漁業が基幹産業である離島においては、漁場の生産力の向上を図りつつ、地域の創意工夫により各島の特性を最大限に活用していくことが必要となっています。

政策目標

- 漁業者等が行う水産業・漁村の多面的機能の発揮に資する地域の活動により、環境・生態系の維持・回復（対象水域での生物量を5年間で20%増加）や安心して活動できる海域の維持（海のパトロール活動による環境異変や救助等への早期対応件数の増加割合を5年間で20%増加）
- 離島の漁業集落が漁業再生のために行う取組等により、離島漁業者の漁業所得を維持

<主な内容>

1. 水産多面的機能発揮対策 2, 800 (2, 800) 百万円
漁業者等が行う水産業・漁村の持つ多面的機能の発揮に資する藻場・干潟等の保全や海難救助など地域の取組を支援します。

（補助率：定額（1／2相当等）
事業実施主体：民間団体）

2. 離島漁業再生支援交付金 1, 206 (1, 206) 百万円
離島振興法の指定地域と沖縄・奄美・小笠原の各特別措置法の対象地域のうち、本土と架橋で結ばれていないなど、一定以上の不利性を有する離島を対象として、漁場の生産力の向上など漁業の再生に共同で取り組む漁業集落に交付金（1集落（20世帯相当）当たり国費136万円）を交付します。

また、初期投資負担を軽減し、新規漁業就業者の定着を図るため、離島の新規漁業就業者に対する漁船・漁具等のリースの取組を支援します。

（交付率：都道府県へは定額（事業実施主体へは事業費の1／2以内等）
事業実施主体：地方公共団体）

（お問い合わせ先：
1の事業 水産庁計画課 (03-3501-3082)
2の事業 水産庁防災漁村課 (03-6744-2392)）

水産多面的機能発揮対策

〔平成28年度予算概算決定額：2,800(2,800)百万円〕

第2期対策

(平成28年度～32年度)

環境・生態系の維持・回復や安心して活動できる海域の確保など、漁業者等が行う水産業・漁村の多面的機能の発揮に資する地域の活動を支援

【見直しのポイント】

- 1 支援メニューを施策目的に即して、体系的に整理
- 2 漁村文化については、①、②の活動にあわせて実施する多面的機能の理解・増進を図る取組(教育・学習)を行う場合に支援
- 3 地方負担については、裨益の度合い、事業の継続性等に配慮しつつ導入

【支援メニュー】

① 環境・生態系保全

- ア 水域の保全
 - ・藻場の保全
 - ・サンゴ礁の保全
 - ・種苗放流 等
- イ 水辺の保全
 - ・干潟の保全
 - ・ヨシ帯の保全
 - ・漂流漂着物処理
 - ・内水面の生態系の維持保全 等

② 海の安全確保

- ・国境・水域の監視 等
- ・海難救助 等

※多面的機能の理解・増進を図る取組(教育・学習)

漁村文化については、上記①、②の活動にあわせて実施する場合に支援

藻場の保全(ウニの駆除)



国境の監視



干潟の保全(干潟の耕うん)



海難救助(訓練)



【補助率】(事業効果の可視化を図るため、活動面積単価を導入)

① 定額(1/2相当)

(地方の負担割合は、国と地方の合計負担額の原則3割)

② 定額(ただし、資機材については1/2)

【事業の仕組み】

水産庁

交付

地域協議会

- ・都道府県、市町村、漁業者団体、学識経験者等により構成
- ・活動組織の指導、交付金の管理等

交付

活動組織

- ・漁業者、地域住民、学校、NPO等で構成
- ・活動項目を選択し、実施